

関係者 各位

独立行政法人水資源機構分任契約職
豊川用水総合管理所長 山本 政彦
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 新城管内産業廃棄物処理業務(単価契約)(オープンカウンタ方式による)
- 2 施 行 場 所 愛知県新城市一鉄田字西浦7番地2 独立行政法人水資源機構 新城管理所外2箇所
- 3 工 期 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 次に掲げる条件を満たしている者であること。
 - ① 本業務の実施に関し仕様書に記載の品目について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項及び第6項の規定に基づく愛知県知事の許可を受けていること。
 - ② ①に係る業務の一部を別の者に再委託する際は、①に係る許可を受けた者(以下③④の条件は不問とする。)に再委託すること。また、その旨を別表産業廃棄物処理許可確認表に明らかにし、見積書とともに提出すること。なお、再委託する場合の契約書は別途協議する。
 - ③ 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、廃棄物処理の認定を受けていること。
 - ④ 本店、支店又は営業所が愛知県内に所在すること。
- 3 見積書等
 - 1)様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り、ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 FAX又は電子メールによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)提出期限 **令和8年3月26日 12:00** まで
 - 4)提出先 独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所
TEL 0532-54-6502 FAX 0532-54-6517
メールアドレス: nyukei_toyogawa@water.go.jp
 - 5)担当者 独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所 経理課 井上
 - 6)質問書 **令和8年3月19日 12:00** まで
提出期限 ※質問の回答については、提出期限の翌日12:00までにHPに掲載します。
 - 7)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年3月27日 12:00 までとします。
 - 8)その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 そ の 他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)契約の相手方として決定した場合には、速やかに契約書を作成するものとします。
 - 3)請負代金の支払いについては、履行確認の都度、支払致します。
 - 4)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

新城管内産業廃棄物処理業務（単価契約）
仕様書

第1節 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構豊川用水総合管理所（以下「機構」という。）が施行する「新城管内産業廃棄物処理業務（単価契約）」（以下「業務」という。）に適用する。

第2節 収集場所

1 愛知県新城市一鉄田字西浦7-2

施設名：独立行政法人水資源機構豊川用水総合管理所新城管理所（以下「新城管理所」という。）

2 愛知県新城市川合字大嶋2-6

施設名：独立行政法人水資源機構豊川用水総合管理所水源管理所（以下「水源管理所」という。）

3 愛知県新城市大野字ハナシ4-8

施設名：独立行政法人水資源機構豊川用水総合管理所大野管理所（以下「大野管理所」という。）

なお、収集場所内の産業廃棄物集積所については、別紙1「収集場所略図」に示すものとし、機構は、産業廃棄物集積所内に、産業廃棄物の種類毎にビニール袋にまとめて排出する。

第3節 施行内容

- 1 収集場所から排出される産業廃棄物の収集・運搬を行い、新城市指定の処分場で処分を行うものである。
- 2 産業廃棄物を搬出する際には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い提出するものとし、また産業廃棄物管理票は5年間保存するものとする。

第4節 施行期間

施行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとし、収集日時については、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

第5節 頻度及び数量等

- 1 頻度及び数量等については下表のとおりとするが、あくまで予定とし時期によって変動を見込むものとする。
- 2 廃プラスチック、金属くず、ガラス等くずの3品目については定期収集を行うものとし、定めた収集日に3品目を同時に収集するものとする。
また、定期収集に係る費用（単価）は、収集、運搬及び処分（以下「収集等」という。）に要するものであり、合計の重量が下表に示す数量上限の範囲内であれば、排出する品目数に関わらず一律とする。
- 3 不定期収集の混合廃棄物のうち水銀使用製品産業廃棄物※蛍光管については、前項の収集時に同時に収集するものとし、処分に係る費用のみ本単価契約の対象とする。

収集場所	収集周期	品目	頻度	予定数量	数量上限
新城管理所	定期	廃プラスチック	12回/年	30 kg/回	40 kg/回
		金属くず			
		ガラス等くず			
	不定期	混合廃棄物 (水銀使用製品産業廃棄物※蛍光管)	その都度	30 kg/年	上限なし
		混合廃棄物 (廃プラスチック、金属くず、ガラス等くず、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類)	その都度	2回/年	上限なし
その都度	6 m/年	上限なし			
水源管理所	定期	廃プラスチック	6回/年	30 kg/回	40 kg/回
		金属くず			
		ガラス等くず			
	不定期	混合廃棄物 (水銀使用製品産業廃棄物※蛍光管)	その都度	20 kg/年	上限なし
		混合廃棄物 (廃プラスチック、金属くず、ガラス等くず、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類)	その都度	1回/年	上限なし
その都度	3 m/年	上限なし			
大野管理所	定期	廃プラスチック	6回/年	20 kg/回	40 kg/回
		金属くず			
		ガラス等くず			
	不定期	混合廃棄物 (水銀使用製品産業廃棄物※蛍光管)	その都度	20 kg/年	上限なし
		混合廃棄物 (廃プラスチック、金属くず、ガラス等くず、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類)	その都度	1回/年	上限なし
その都度	3 m/年	上限なし			

第6節 再委託の禁止

- 1 本業務において、発注者から委託された業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面により承諾を得て法律の定める再委託の基準に従う場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書きにより再委託をの承諾を得た受注者は、契約締結後速やかに再委託先の相手方と発注者として取り交わす契約書を作成し、提出すること。

第7節 変更契約

本業務の単価は、施行期間中変更しないものとするが、経済情勢の変動又はその他の事由により変更を行う必要が生じた際は、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

第8節 提出書類

受注者は、毎月の処理数量実績について、収集場所毎に明確にし、書面にて報告を行うものとする。
また、報告書の様式は任意とするが、請求書発行に合わせて実施するものとする。

第9節 その他

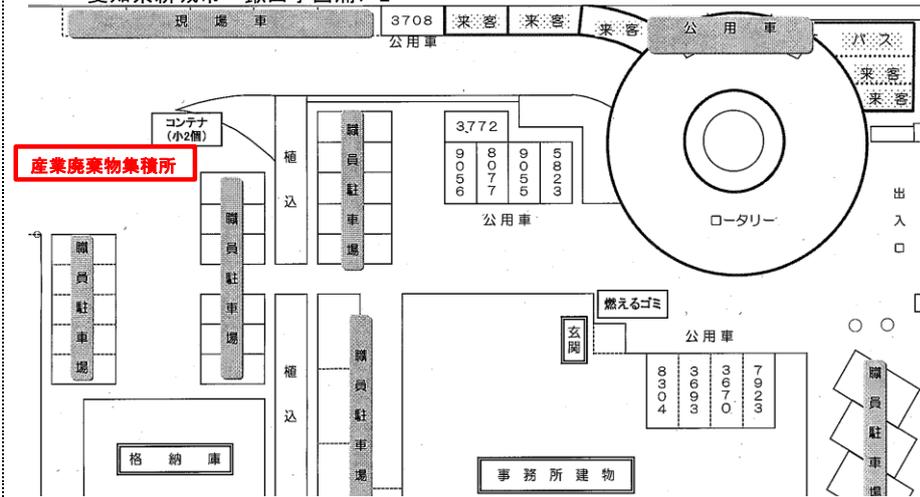
本仕様書に明記していない事項については、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

以上

別紙1 「収集場所略図」

新城管理所

愛知県新城市一鍛田字西浦7-2



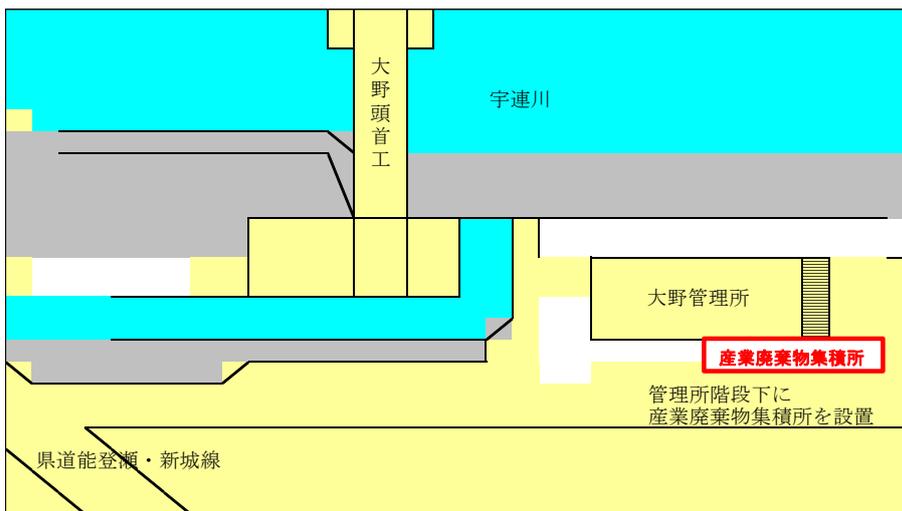
水源管理所

愛知県新城市川合字大嶋26



大野管理所

愛知県新城市大野字ハナシ48



新城管内産業廃棄物処理業務単価契約書（案）

収 入
印 紙

排出事業者：独立行政法人水資源機構豊川用水総合管理所（以下「発注者」という。）と、
収集運搬及び処分業者：_____（以下「受注者」という。）は、
発注者の事業場：愛知県新城市一畝田字西浦7-2（新城管理所）
愛知県新城市川合字大嶋26（水源管理所）
愛知県新城市大野字ハナシ48（大野管理所）から排出される産業廃棄物の収集・運搬
及び処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条（法令の遵守）

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1（受注者の事業範囲）

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市：	許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：	許可の有効期限：
事業範囲：	事業範囲：
許可の条件：	許可の条件：
許可番号：	許可番号：

◎処分に関する事業範囲

〔産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市：	許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：	許可の有効期限：
事業区分：	事業区分：
産業廃棄物の種類：	産業廃棄物の種類：
許可の条件：	許可の条件：
許可番号：	許可番号：

2（委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

発注者が、受注者に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託単価は、次

のとおりとする。

◎収集・運搬に関する種類、数量及び委託単価

種類 : 仕様書第5節(品目)のとおりに

数量 : 仕様書第5節(予定数量)のとおりに

単価(税抜) : 別表単価表のとおりに

◎処分に関する種類、数量及び委託単価

種類 : 仕様書第5節(品目)のとおりに

数量 : 仕様書第5節(予定数量)のとおりに

単価(税抜) : 別表単価表のとおりに

3 (輸入廃棄物の有・無)

発注者が、受注者に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

(注: 下記の①②のいずれかを選択すること)

①輸入廃棄物: 無

②輸入廃棄物: 有 _____

4 (処分の場所、方法及び処理能力)

受注者は、発注者から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称: _____

所在地: _____

処分の方法: _____

施設の処理能力: _____

5 (最終処分の場所、方法及び処理能力)

発注者から、受注者に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

6 (積替保管の有無) (注: 契約当事者の都合により下記の①②のいずれかを選択すること。)

①受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

②受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づき、かつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。

(注: 下記のうち該当するものを○で囲むこと。)

ア 施設の内容

会社名	施設所在地	
許可品目	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他() 石綿含有産業廃棄物 (がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 廃プラスチック類、その他()) 水銀使用製品産業廃棄物 (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、 その他())	
保管上限	m ³	許可番号

- イ 積替保管場所に搬入する廃棄物の種類： _____
- ウ 安定型産業廃棄物であるときは、積替保管場所において他の廃棄物と混合することの許否 (許・否)
- エ 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替保管場所に置いて、手選別を行うことの許否 (許・否)

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

- 1 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供
しななければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第3版)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合は、含有マーク表示に関する事項
- カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項
- キ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第5項に規定する第1種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第2項に規定する第1種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合
- ク その他取扱いの注意事項
- 2 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
- なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合で

あり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3 発注者は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、受注者に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（第3版）の「容器貼付用ラベル」参照）。

4 委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、委託物の引取りを一時停止しマニフェストの記載を修正し、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

5 発注者は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を受注者に提示する。

産業廃棄物の種類： _____

提示する時期又は回数： _____

第4条（発注者受注者の責任範囲）

1 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積込作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 受注者が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。

第5条（再委託の禁止）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りでない。

第6条（義務の譲渡等）

受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第6条（危険負担）

天災地変、風水被害、その他発注者及び受注者いずれにもその責を帰することができない事由等の不可抗力によって損害を生じたときは、その損害は受注者の負担とする。

第7条（業務の実施）

1 受注者は、定期に行う収集等業務については、発注者と協議の上収集日時を決定し、この業務を実施するものとする。

2 受注者は、日時を定めない収集等業務については、発注者の指示に従い、この業務を実施するものとする。

第8条（委託業務終了報告）

受注者は発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し発注者に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票又は、電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニ

フェストD票、E票又は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第9条（業務の一時停止）

- 1 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 2 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第10条（報酬・消費税・支払い）

- 1 発注者は、受注者に対し毎月一定の期日を定めて収集・運搬業務及び処分業務の報酬を支払う。
- 2 発注者の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する報酬は、別表単価表にて定める単価に基づき算出する。
- 3 発注者の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に対する報酬についての消費税は、発注者が負担する。
- 4 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、発注者受注者双方の協議によりこれを改定することができる。

第11条（内容の変更）

発注者又は受注者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、発注者と受注者で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第12条（談合等不正行為があった場合の違約金等）

- 1 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第一号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたものであるときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は独占禁止法第8条第一号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたと

き。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又独占禁止法第8条第一号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第一号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第13条（発注者の契約解除権）

1 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者の同意を得ることなく、この契約を解除することができる。

一 受注者が、この契約の各条項のいずれかに違反したとき。

二 受注者が、反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合。

三 受注者が、受注者の責めに帰すべき事由により、履行期限までに業務依頼を完了する見込みがないと認められるとき。

四 その他、受注者の責めに帰すべき事由により、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者は、次の措置を講じなければならない。

一 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

二 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

三 上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求することができる。

3 第1項の規定によるこの契約の解除により、受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わず、受注者に対し損害賠償を行わないものとする。

4 第1項の規定により契約を解除したときは、発注者は、この契約に基づく業務依頼のうち、既に完了している部分につき、請求相当額を受注者に支払うものとする。

第14条（違約金）

- 1 前条第1項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は見積書記載額の10分の1を違約金として、発注者の指定する期限までに支払わなければならない。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者がその支払わない額に発注者の指定する期限を経過した日から支払いを完了するまで年5パーセントの割合で計算した額を延滞金として徴収する。

第15条（受注者の損害賠償）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負う。

第16条（機密保持）

発注者及び受注者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第17条（個人情報の取扱い）

- 1 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
 - 一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。）
 - 二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 発注者は、受注者が業務を行うに当たり取り扱う個人情報の管理の状況について、必要に応じて調査することができるものとし、また、受注者はそれに協力しなければならない。
- 5 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他この特約に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

第18条（専属的合意管轄）

発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔豊橋〕簡易裁判所又は〔名古屋〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第19条 (協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度発注者受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第20条 (契約の有効期間)

本契約は、有効期間を令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、発注者受注者は各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 愛知県豊橋市今橋町8番地
氏 名 独立行政法人水資源機構分任契約職
豊川用水総合管理所長 山本 政彦

受注者 住 所
氏 名

印

別表

単 価 表

区 分		数 量	単 価
仕様書第2節 収集場所 1 新城管理所	廃プラスチック	1 回	円
	金属くず		
	ガラスくず等		
	混合廃棄物 (水銀使用製品産業廃棄物※蛍光管)	1 kg	円
	混合廃棄物 (廃プラスチック、金属くず、 ガラス等くず、紙くず、木くず、 繊維くず、がれき類)	1 回	円
		1 m ³	円
仕様書第2節 収集場所 2 水源管理所	廃プラスチック	1 回	円
	金属くず		
	ガラスくず等		
	混合廃棄物 (水銀使用製品産業廃棄物※蛍光管)	1 kg	円
	混合廃棄物 (廃プラスチック、金属くず、 ガラス等くず、紙くず、木くず、 繊維くず、がれき類)	1 回	円
		1 m ³	円
仕様書第2節 収集場所 3 大野管理所	廃プラスチック	1 回	円
	金属くず		
	ガラスくず等		
	混合廃棄物 (水銀使用製品産業廃棄物※蛍光管)	1 kg	円
	混合廃棄物 (廃プラスチック、金属くず、 ガラス等くず、紙くず、木くず、 繊維くず、がれき類)	1 回	円
		1 m ³	円

廃棄物データシート(WDS)

- ※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
- ※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。
- ※3 一品目に対して、一枚作成ください。

1	作成年月日	2026年3月3日		記入者																															
2	排出事業者の名称等	名称	独立行政法人水資源機構豊川用水総合管理所	所属	総務課																														
		所在地	〒 440-0801 愛知県豊橋市今橋町8番地	担当者	TEL 0532-54-6501 FAX 0532-54-6517																														
3	廃棄物の名称	産業廃棄物																																	
4	<input type="checkbox"/> 工程図等添付 廃棄物の発生工程	事業系一般廃棄物を除き、日常的(主に事務業務で)に発生する産業廃棄物及び不定期に発生する機器類等の産業廃棄物。																																	
5	廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス等くず、がれき類)																																	
	<input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物	※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input checked="" type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物(蛍光管) <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 鉱さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)																																	
6	特定有害廃棄物 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	<table border="0"> <tr> <td>() アルキル水銀</td> <td>() トリクロロエチレン</td> <td>() 1,3-ジクロロプロペン</td> </tr> <tr> <td>() 水銀又はその化合物</td> <td>() テトラクロロエチレン</td> <td>() チウラム</td> </tr> <tr> <td>() カドミウム又はその化合物</td> <td>() ジクロロメタン</td> <td>() シマジン</td> </tr> <tr> <td>() 鉛又はその化合物</td> <td>() 四塩化炭素</td> <td>() チオベンカルブ</td> </tr> <tr> <td>() 有機燐化合物</td> <td>() 1,2-ジクロロエタン</td> <td>() ベンゼン</td> </tr> <tr> <td>() 六価クロム化合物</td> <td>() 1,1-ジクロロエチレン</td> <td>() セレン</td> </tr> <tr> <td>() 砒素又はその化合物</td> <td>() シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>() ダイオキシン類</td> </tr> <tr> <td>() シアン化合物</td> <td>() 1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>() 1,4-ジオキサン</td> </tr> <tr> <td>() PCB</td> <td>() 1,1,2-トリクロロエタン</td> <td></td> </tr> </table>				() アルキル水銀	() トリクロロエチレン	() 1,3-ジクロロプロペン	() 水銀又はその化合物	() テトラクロロエチレン	() チウラム	() カドミウム又はその化合物	() ジクロロメタン	() シマジン	() 鉛又はその化合物	() 四塩化炭素	() チオベンカルブ	() 有機燐化合物	() 1,2-ジクロロエタン	() ベンゼン	() 六価クロム化合物	() 1,1-ジクロロエチレン	() セレン	() 砒素又はその化合物	() シス-1,2-ジクロロエチレン	() ダイオキシン類	() シアン化合物	() 1,1,1-トリクロロエタン	() 1,4-ジオキサン	() PCB	() 1,1,2-トリクロロエタン				
() アルキル水銀	() トリクロロエチレン	() 1,3-ジクロロプロペン																																	
() 水銀又はその化合物	() テトラクロロエチレン	() チウラム																																	
() カドミウム又はその化合物	() ジクロロメタン	() シマジン																																	
() 鉛又はその化合物	() 四塩化炭素	() チオベンカルブ																																	
() 有機燐化合物	() 1,2-ジクロロエタン	() ベンゼン																																	
() 六価クロム化合物	() 1,1-ジクロロエチレン	() セレン																																	
() 砒素又はその化合物	() シス-1,2-ジクロロエチレン	() ダイオキシン類																																	
() シアン化合物	() 1,1,1-トリクロロエタン	() 1,4-ジオキサン																																	
() PCB	() 1,1,2-トリクロロエタン																																		
7	廃棄物の組成・成分情報 <input type="checkbox"/> 情報伝達が義務付けられている危険・有害物質	<table border="1"> <thead> <tr> <th>物質名又は品名</th> <th>量・濃度</th> <th>CAS登録番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>				物質名又は品名	量・濃度	CAS登録番号																											
	物質名又は品名	量・濃度	CAS登録番号																																
8	その他含有物質 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	<table border="0"> <tr> <td>() 硫黄</td> <td>() 塩素</td> <td>() 臭素</td> </tr> <tr> <td>() ヨウ素</td> <td>() フッ素</td> <td>() 炭酸</td> </tr> <tr> <td>() 硝酸</td> <td>() 亜鉛</td> <td>() ニッケル</td> </tr> <tr> <td>() 銅</td> <td>() アルミ</td> <td>() アンモニア</td> </tr> <tr> <td>() ホウ素</td> <td>() アンチモン</td> <td>() その他 ()</td> </tr> </table>				() 硫黄	() 塩素	() 臭素	() ヨウ素	() フッ素	() 炭酸	() 硝酸	() 亜鉛	() ニッケル	() 銅	() アルミ	() アンモニア	() ホウ素	() アンチモン	() その他 ()															
() 硫黄	() 塩素	() 臭素																																	
() ヨウ素	() フッ素	() 炭酸																																	
() 硝酸	() 亜鉛	() ニッケル																																	
() 銅	() アルミ	() アンモニア																																	
() ホウ素	() アンチモン	() その他 ()																																	

9	水道水源における消毒副生成物前駆物質 <input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアニリン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE)
		生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセトンジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2'-アミノアセトフェノン <input type="checkbox"/> 3'-アミノアセトフェノン
		生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等)
10	有害特性 <input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 参考	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(°C) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(°C) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他()
11	廃棄物の物理的・化学的性状	形状 <input checked="" type="checkbox"/> 固形 <input type="checkbox"/> 泥状 <input type="checkbox"/> 液状 → 粘性 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 弱 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 強) 臭気 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 弱 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 強 (臭気種類:) 色() 比重() pH() 沸点() 融点() 発熱量() 水分(%)
12	品質安定性	経時変化(<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無) 有る場合は具体的に記入 ()
13	荷姿	<input checked="" type="checkbox"/> 容器 (定期による袋詰め) <input type="checkbox"/> 車両 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (不定期のコンテナ内回収)
14	排出頻度 数量 仕様書のとおり	頻度: (<input type="checkbox"/> スポット <input type="checkbox"/> 継続予定) 数量: () <input type="checkbox"/> kg <input type="checkbox"/> t <input type="checkbox"/> リットル <input type="checkbox"/> m ³ <input type="checkbox"/> 本 <input type="checkbox"/> 缶 <input type="checkbox"/> 袋 <input type="checkbox"/> 個 / <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 週 <input type="checkbox"/> 日
15	特別注意事項	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載
	保護具	<input type="checkbox"/> ガスマスク着用 → ガスマスク種類 () 吸収缶種類 () <input type="checkbox"/> 保護手袋 <input type="checkbox"/> 保護メガネ <input type="checkbox"/> その他 ()
	応急処置	<input type="checkbox"/> 吸入時 → <input type="checkbox"/> 新鮮な空気のある場所へ移動し安静にする <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 皮膚付着時 → <input type="checkbox"/> 多量の水で洗い流す <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 目に入った場合 → <input type="checkbox"/> 多量の水で洗い流す <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 飲み込んだ場合 → <input type="checkbox"/> 多量の水を飲ませ吐かせる <input type="checkbox"/> その他 ()
	漏洩時措置	除去方法: <input type="checkbox"/> 吸着マット・ほうき・スコップで回収する <input type="checkbox"/> その他 () 除去作業時の注意: <input type="checkbox"/> 廃棄物に触れないようにする <input type="checkbox"/> その他 ()
	火災時措置	水による消火 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 → 消火方法()
	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
16	その他の情報	SDS (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) 分析表 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) サンプル (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) 有の場合 → <input type="checkbox"/> 均一 <input type="checkbox"/> 不均一 <input type="checkbox"/> 疑似サンプル 写真 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) その他 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) 具体的には → ()

<変更履歴/内容確認欄>

No.	日付	区分	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容/備考

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
豊川用水総合管理所長 山本 政彦 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年3月13日に交付された「新城管内産業廃棄物処理業務（単価契約）」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について 例)

・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り}$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り}$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。

オープンカウンタ方式による 調達方法フロー

水資源機構

業者様

HPIにおいて見積依頼書、仕様書等の交付

交付資料のダウンロード

見積依頼書等の交付受領書の受理

見積依頼書等の交付受領書の提出(FAX又は電子メール)

質問書の受理

質問書の提出
(FAX、電子メール、持参、郵送)
※仕様書等に対する質問がある場合、又は物品購入の場合で同等品規

HPIにおいて質問回答書の交付

質問回答書の内容確認

見積書の受理

見積書提出

契約締結の相手方へ決定通知書の交付(FAX又は電子メール)

業務実施

工事完成、業務完了、納品完了後に検査の上、支払

工事完成、業務完了、納品

オープンカウンター方式による見積手順

豊川用水総合管理所より見積を依頼した件名について、見積依頼書及び仕様書等を豊川用水総合管理所ホームページ「オープンカウンター方式による調達情報」に掲載しておりますので、見積参加希望の方は下記の【手順】により見積書の提出をお願いいたします。

【手順】

- ① 豊川用水総合管理所ホームページ「オープンカウンター方式による調達情報」に見積依頼内容を掲載しておりますので、依頼内容をご確認ください
- ② 依頼内容を確認し、見積合わせに参加希望される方は「見積依頼書等の交付受領書」を提出してください。受領書の提出先は「見積依頼書3. 4) 提出先」のFAX番号又はメールアドレスをお願いします。
- ③ 見積依頼内容に質問がある場合は、見積依頼書に記載された提出期限までにFAX又は電子メールのいずれかにより機構に提出してください。
- ④ ③の質問について、質問書提出期限の翌日に豊川用水総合管理所ホームページに回答書を掲載しますので、その内容を確認し見積書を提出してください。
- ⑤ 見積書は見積依頼書に記載された提出期限までにFAX又は電子メールにより提出してください。
- ⑥ 決定通知は契約締結の相手方のみ通知します。(FAX又は電子メール)
- ⑦ 辞退する場合、辞退届の提出は必要ありません。

【オープンカウンター方式とは】

- オープンカウンターとは、工事、コンサルタント業務及び物品購入等の調達に係る見積合わせにおいて、当管理所が相手方を特定せず、案件を公開し、見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。
- 詳細の内容は、豊川用水総合管理所ホームページ「豊川用水総合管理所におけるオープンカウンター実施説明書」及び「調達方法フロー」をご覧ください。

【留意事項】

- 見積書の提出は、別添「見積依頼書」に記載された提出期限までに、FAX又は電子メールで送信してください。

なお、送信先は「見積依頼書」の提出先に記載されたFAX番号又はメールアドレスとします。また、送信後は、機構へ受信確認の電話連絡をしてください。

- 入札心得書等は次のホームページに掲載していますのでご利用ください。

<https://www.water.go.jp>

【問い合わせ先】 愛知県豊橋市今橋町8地

独立行政法人水資源機構豊川用水総合管理所 経理課

TEL0532-54-6502 FAX0532-54-6517 メール nyukei_toyogawa@water.go.jp